



## ご存知ですか？「国民年金基金」

国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。サラリーマンなどの方と年金額の差を解消するため、公的な年金制度として平成3年に創設されました。

## ○老齢基礎年金に上乗せする第1号被保険者のための公的な制度

国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない自営業者などの国民年金の第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するため

の上乗せ年金を求める強い声があり、国会審議などを経て、国民年金基金制度が創設されました。これにより、自営業者などの方々の公的な年金は「二階建て」になりました。



## 加入に関するQ&A

Q 1 国民年金基金の加入条件は？

A 国民年金基金は、国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者及び、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方で任意加入被保険者の方々が加入できます。また、国民年金保険料を免除（一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます）されていない方です。

Q 2

国民年金の保険料を納めていなくても、加入できますか？

A 国民年金基金に加入するためには、国民年金本体の保険料を納めていることが条件となります。また、加入した後も、国民年金を納めていたかかないと、その期間に基金に納めた掛金は、基金の元本分だけをお返しすることになります。

Q 3

自由に脱退したり、基金を移動したりすることができずか？

A 国民年金基金への加入は任意ですが、いったん加入すればご自分の都合で任意に脱退することはできません。また、途中で他の国民年金基金へ任意に移ることもできません。ただし、サラリーマンになる等、国民年金の第1号被保険者でなくなった場合などは加入資格を喪失することになります。

Q 4

国民年金基金に加入する場合、どこへ申し込めばいいですか？

A 加入する場合、「国民年金基金加入申出書」に必要事項を記入し、加入希望する国民年金基金へ郵送などで提出してください。また、一部の金融機関でも加入の受付を行っております。詳しくは国民年金基金にお問い合わせ願います。

Q 5

国民年金の付加保険料（月400円）は納めることができますか？

A 基金の1口目の給付は、国民年金の付加年金相当が含まれていますので、付加保険料を納付されている方が基金に加入される際には、役場で付加保険料を辞める旨の手続きをとってください。

北海道国民年金基金  
フリーダイヤル  
☎0120・65・4192

## 保険料の追納について

保険料の免除を受けた人、学生の納付特例や若年者の納付猶予の適用を受けた人が、その後保険料を納付することができるようになったときは、将来有利な年金を受けることができるように、免除などの適用を受けた期間の保険料の全部または一部を後から納付してもよいことになっています。これを追納といっています。これを遡って、納付することができます。

なお、追納するときは、先に経過した月から順次納めなければなりません。学生納付特例の期間よりも前に保険料免除期間があるときはどちらを優先して納めるか本人が選択できます。

また、追納する保険料額は保険料の免除や猶予された当時の保険料額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。前2年度の期間について、返納加算額はありません。

## 手続き

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

## 追納保険料額

平成25年度中に追納した場合の追納保険料額 (月額/円)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
当時免除された月額										
全額	13,300	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410	14,660	15,100	15,020	14,980
3/4免除	—	—	—	10,390	10,570	10,810	10,990	11,320	11,260	11,230
半額免除	6,650	6,650	6,790	6,930	7,050	7,200	7,330	7,550	7,510	7,490
1/4免除	—	—	—	3,460	3,520	3,600	3,660	3,770	3,750	3,740
追納加算率	0.117	0.101	0.082	0.064	0.048	0.033	0.021	0.009	—	—
全額追納	14,860	14,640	14,690	14,750	14,780	14,890	14,970	15,240	15,020	14,980
3/4追納	—	—	—	11,050	11,080	11,170	11,220	11,420	11,260	11,230
半額追納	7,430	7,320	7,350	7,370	7,390	7,440	7,480	7,620	7,510	7,490
1/4追納	—	—	—	3,680	3,690	3,720	3,740	3,800	3,750	3,740

## 障害基礎年金について

障害基礎年金は、原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気、けがで障害者になったときに支給されます。被保険者の資格を喪失した後でも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障害者になったときには支給されません。

ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です(初診日が平成28年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています)。

### 障害基礎年金を受ける条件

障害基礎年金は、次の3つの条件がそろえば支給されます。

(1) 障害の原因となった病気・けがについて医師または歯科医師の診断を受けた日(「初診日」といいます)において

① 国民年金の被保険者であるとき、または② 国民年金の被保険者であった人(昭和61年4月1日前に被用者年金制度の加入者であった人)

含みます)が日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満であるとき

(2) 初診日から1年6ヶ月を経過した日(その期間内に治った場合はその日、ともに「障害認定日」といいます)の障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級に該当すること

(3) 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

詳しくは、役場年金窓口までお問い合わせください。



### ◇お問い合わせ先

日本年金機構 旭川年金事務所  
 (電話) 0166-72-5002  
 住民課 戸籍年金医療グループ  
 (電話) 34-2121 内線 413